

滋賀県酒類販売事業者支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置により、酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者の方に対して、国の月次支援金に上乗せして「滋賀県酒類販売事業者支援金」（以下「県支援金」という。）を支給します。

・「事業継続支援金」との併給 → ○ 可
・「協力金」との併給 → × 不可

1 対象者

- ① 国の月次支援金の給付を受けていること。
※まず、国の月次支援金の申請手続きをしてください。
- ② 滋賀県内に本社・住所等がある中小法人等および個人事業者等であること。
※確定申告書の提出先（納税地）が滋賀県であること。
※国の月次支援金と同じく、事業者単位の申請。
※中小法人等：資本金等10億円未満。または資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人。
- ③ 酒類製造または酒類販売業の免許を有していること。
※申請日時点で同免許に係る事業を行っており、事業の継続等に向けた取組を行っていること。廃業予定の場合は対象外。
- ④ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接または間接の取引を反復継続して行っていること。

2 支給対象月

令和3年8月および9月（月単位）

3 支給額

支給対象月ごとに、月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少している場合に、**「月間売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額」**を月単位で支給します。ただし、**次の金額が上限**となります。

区分	支援金の上限（月額）	
	中小法人等	個人事業者等
①月間売上額が、前年（前々年）同月比で 50%以上(70%未満)減少	20万円 ／月	10万円 ／月
②月間売上額が、前年（前々年）同月比で 70%以上(90%未満)減少	40万円 ／月	20万円 ／月
③月間売上額が、前年（前々年）同月比で 90%以上減少	60万円 ／月	30万円 ／月

4 申請期間

支給対象月	申請期間
令和3年8月分	令和3年10月 1日(金)～ 11月30日(火)
令和3年9月分	令和3年10月15日(金)～ 12月31日(金)

5 申請方法

- ・原則は、**オンライン申請** です。
- ・オンライン申請ができない方のみ郵送による申請ができます。

QRコード



1 オンライン申請

申請用ホームページ

滋賀県酒類販売事業者支援金

検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/320444.html>

2 郵送による申請（オンライン申請ができない場合のみ）

郵送物の追跡が可能な「**レターパックライト**」または「**レターパックプラス**」により、下記あて郵送してください。

〒525-0025 滋賀県草津市西渋川 1-1-3 リバティーハウス草津 3 階
滋賀県酒類販売事業者支援金事務局

※8月分は令和3年11月30日（火）、9月分は令和3年12月31日（金）の消印有効。

※申請書は、滋賀県ホームページからダウンロード。なお、各商工会議所、各商工会、各小売酒販組合、滋賀県酒造組合、県の各土木事務所、各市町商工担当課にも置いています。

6 申請必要書類

・**⑤、⑧、⑨、⑩、⑪の書類については、国の月次支援金の申請時に提出した書類と同じものを提出してください。**

- ① 滋賀県酒類販売事業者支援金申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 取引先等の情報（様式3）
- ④ 役員名簿（中小法人等）（様式4）
- ⑤ 履歴事項全部証明書の写しまたは本人確認書類の写し
- ⑥ 国の月次支援金の給付決定通知書の写し
※国から月次支援金の給付決定がなされていないなどの理由で申請期間内に提出が難しい場合は、「国の月次支援金のマイページ（登録情報・申請ステータスが全て記載されているもの）」の写しを代替書類として提出。なお、国から月次支援金の給付決定通知書が到着次第、速やかに追加提出が必要。
- ⑦ 酒類製造または酒類販売業の免許の写し等
- ⑧ 振込先の預金通帳の写し（預金通帳のオモテ面と通帳を開いた見開きの1・2ページ）
- ⑨ 売上額を比較する基準月（令和元年・令和2年の8月・9月）を期間に含む事業年度の確定申告書類の写し（2事業年度分）
- ⑩ 支給対象月（令和3年8月・9月）の売上台帳等の写し等
- ⑪ 国の月次支援金の申請において、特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）の適用を受けている場合は、国に提出した書類の写し

滋賀県酒類販売事業者支援金コールセンター

【開設時間】 午前9時～午後5時（平日のみ） ※9/30以降

【電話番号】 0570-005-530

【メール】 shiga-sakeshien001@bsec.jp